

歩行困難者の方が消防隊の到着まで待避できるエリアを定めました。

※歩行困難者：高齢者、障がい者など、火災時の避難行動等が困難となることが懸念される方

- 階段を使用した避難が困難な方は、各階の「一時避難エリア」に避難することが最も重要です。
- 限られた時間とスペースで1人でも多くの人命を救うため、階段を使用した避難が可能な方は、従来通り、階段を使用した迅速な避難をしてください。
- 階段を使用した避難が困難な方のみ、消防隊が到着するまでの間、「一時避難エリア」という区画の中で待避することができます。
- 「一時避難エリア」には、図1のマークが設置されます。
- 不特定多数の方が利用する建物では、一時避難エリアに至る経路に、図2のマークが設置されます。



図1 一時避難エリア標識



図2 一時避難エリア通路標識

非常用エレベーターを活用した避難誘導は、歩行困難者の方のための取組みです。

- 都内のすべての建物で、非常用エレベーターを活用した避難誘導ができるわけではありません。
- エレベーターには、常用エレベーターと非常用エレベーターがあります。
消防隊が到着するまでの間、一時避難エリアからの避難誘導に活用できるのは、非常用エレベーターのうち、図3のマークが貼られたもののみです。

- エレベーターの運行は、避難者自らが行うものではありません。
火災の発生した階など危険な階から順に、自衛消防隊が救出に向かいます。一時避難エリアで救出を待ってください。

- 避難誘導時にエレベーターを操作する要員として、防災センター要員講習修了者、自衛消防技術認定証保有者などの専従員が必要です。

- 非常用エレベーターを避難誘導に活用したい建物の関係者は、消防署長に届出し、検査を受け、事前の訓練をすることが必要です。



図3 避難誘導用エレベーター標識

- 検査を終え、非常用エレベーターを避難誘導に活用できる建物にのみ、このマークが設置されます。
- 火災の状況によっては、このマークが貼られたエレベーターでも、避難誘導に活用できない場合があります。
- 常用エレベーターは、火災時には止まる機能があるので、絶対に避難に使用しないでください。